

新型コロナウイルス感染拡大防止のための
京都府における緊急事態措置について

令和3年1月12日

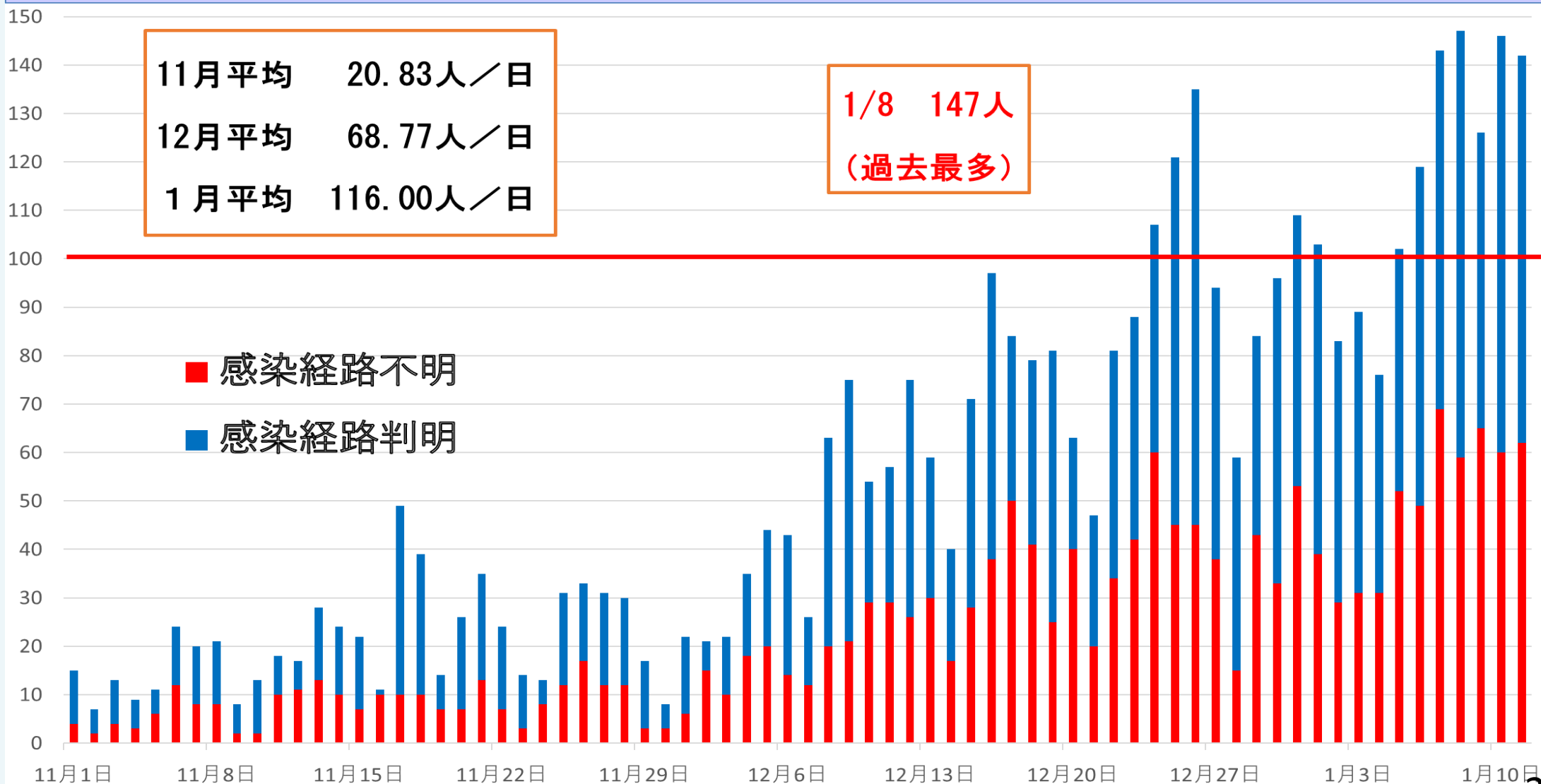


京都府知事 西脇 隆俊



京都府の感染状況

- ▶ 12月に入り感染が**急速に拡大**
- ▶ 1月11日には**京都市域だけで100名超**





直近の動き

▶ 京阪神の感染状況が深刻化

⇒ 1月の感染者数 大阪府4,933人、兵庫県2,239人、京都府1,276人

⇒ 1月10日の病床利用率 大阪府64.8%、兵庫県75.6%、京都府35.8%

▶ 1月8日 京都府感染拡大警報を発令

▶ 1月9日 3府県知事が緊急事態宣言発出の検討を要請

⇒ 京阪神一体での措置を要請

⇒ 今、対策を講じなければ医療提供体制が崩壊



3府県が連携して緊急事態措置に備える

→宣言発出後、速やかに緊急事態措置を講じる



緊急事態措置の概要

区 域	京都府全域
期 間	緊急事態措置を実施すべき期間とされた日の0時から令和3年2月7日(日)24時まで

実施内容

1. 外出の自粛
2. 催物(イベント等)の開催制限
3. 施設の使用制限等
4. 職場への出勤等
5. 大学等への要請



1. 外出の自粛

- ▶ 不要不急の **外出自粛**
- ▶ **20時以降の徹底した不要不急の外出自粛**

▶ 医療機関への**通院**、食料品・医薬品・生活必需品の**買い出し**、
必要な職場への**出勤**（在宅勤務（テレワーク）等の取組を要請）、
屋外での**運動や散歩**など、**生活や健康の維持のために必要な場合を除き、
原則として外出しないこと等を要請**

▶ 特に、20時以降の徹底した不要不急の外出自粛を要請



2. 催物(イベント等)の開催制限

イベント等について、以下の要件沿った開催を要請

人数上限	5,000人以下
収容率	屋内:50%以下 屋外:人と人との距離を十分に確保(できるだけ2m)

※ あわせて、20時までの開催時間について協力を依頼

イベントの事前相談	全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるイベントは、事前に 京都府相談窓口へメール等 で相談
-----------	---------------------------------------------------------------



3. 施設の使用制限

① 特措法に基づき要請を行う施設

施設の種類	内 訳	要請内容
飲 食 店	飲食店（居酒屋を含む）、 喫茶店等（宅配・テークアウトサー ビスを除く）	▶ 営業時間短縮 （5時～20時）を要請 ただし、酒類の提供 は11時～19時
遊興施設等	バー、カラオケボックス等で、食 品衛生法の飲食店営業許可を 受けている店舗	

協力金の支給
(店舗への支給額)

1店舗あたり、時短要請に応じた1日あたり
6万円（定休日を除く）



施設の使用制限

② 特措法によらない働きかけを行う施設

対象施設	協力依頼内容
運動施設、遊技場	以下の内容について、協力を依頼 ・営業時間短縮(5時～20時) ただし、酒類の提供は11時～19時 ・開催するイベントは、人数上限5,000人、かつ、収容率50%とすること
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)	
遊興施設※	以下の内容について、協力を依頼 ・営業時間短縮(5時～20時) ただし、酒類の提供は11時～19時
物品販売業を営む店舗(1,000㎡超)(生活必需物資を除く)	
サービス業を営む店舗(1,000㎡超)(生活必需サービスを除く)	

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。
ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・協力依頼の対象外。



4. 職場への出勤等

テレワークの徹底等を要請

- ▶ **出勤者数の7割削減** をめざす
- ▶ ローテーション勤務、時差出勤等の推進
- ▶ 週休の分散化、休暇取得等により **密を避ける**
- ▶ 原則として **20時以降の勤務を抑制**



5. 大学等への要請

感染防止対策と注意喚起を要請

- ▶ 感染防止と面接・遠隔授業による **学修機会確保**
- ▶ 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会、部活動における**感染リスクの高い活動は自粛**
- ▶ 大学入試等は、実施者において感染防止策や追検査等による**受験機会の確保に万全**を期して予定通り実施



緊急事態措置に関する問い合わせ

京都府緊急事態措置に関する府民や事業者等の問い合わせ先

- ▶ **緊急事態措置全般及び営業時間短縮等について**
京都府新型コロナウイルスガイドライン等コールセンター
TEL: 075-414-5907 (平日9時から17時)
- ▶ **新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について**
協力金コールセンター
TEL: 075-365-7780
(9時30分から17時30分(日曜日・祝日除く))

※その他京都府ホームページ上にもFAQを掲載予定